

令和6年 第7回

苓北町農業委員会総会会議録

令和6年第7回 苓北町農業委員会総会会議録

- 開催日時 令和6年7月10日(水)
午前9時30分から午前10時7分
- 開催場所 苓北町役場2階庁議室
- 出席者
(農業委員)
 - 1番 林田 道久
 - 2番 宮崎 志武
 - 3番 福田 健治
 - 4番 荒木 義孝
 - 5番 瀬形 茂
 - 6番 小野 三幸
- 本日の欠席委員(1名) 3番 田嶋 郁美
- 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第74号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第4. 議案第75号 非農地判断について
 - 日程第5. その他事項
- 総会書記(農業委員会事務局職員)
局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎
- 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和6年第7回の農業委員会総会を開会致します。 まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。
小野会長	皆さん、おはようございます。

梅雨の中休みという表現でこの1週間位前から報道されておりましたけど、中休みとともに猛暑がやってまいりました。そして、数多くの熱中症の患者が出ております。

本格的に梅雨が明けてまいりますと、この熱中症の患者さんがますます出てくるんじゃないかなということが予想されております。

最近では、猛暑は災害ですというような言葉が使われておりますが、災害でしょうかね？災害と言われるので災害でしょうね。

各々がこの暑さにもしっかりと対策をとって自分で命を守る、そして元気にこの夏をお互いに乗り切って行こうと思っております。

本日は大変お忙しい中に、おひとり欠席でございますが皆さん元気に出席いただいておりますことに感謝申し上げます。

6月28日に認定農業者の会の総会がございました。その後農業者の方と町長との座談会が開かれ、皆さんから今、農業者としての深刻な問題をいろいろ出されたんですね。本当に切羽詰まった様子というのが、その言葉一つ一つに現れておりました。それを受けまして、町長が8月2日に農林水産大臣と県選出国会議員の皆様へ食料の安定供給、価格所得経営の安定などの要望活動をしっかりと訴えてまいりますという力強い町長のお言葉がございました。

高齢化の進展や担い手不足など諸々の現況の進み具合が著しく早く来ております。そうした中農家の皆様は、それぞれが同じ悩みもありますでしょうし、各家庭の悩みもあるかと思えます。

人々の命を支える農業を未来へ向けて持続させる政策を強く私は望みたいと考えております。

皆さん、7月3日は覚えとらすですね。新札が20年ぶりに発行されましたですね。その中の千円のお札が熊本県の出身であります北里柴三郎氏に取り上げられております。皆さん見られたですか？偽札予防の技術がここまで進んだのかと思ってびっくりしましたが、もう恐らく私が生きている間には新札の発行はないだろうなと思えます。キャッシュレス化ですかね。お金の動きが今までのように動かないからおそらく発行というのもですね、多分なかろうと思っております。新札に慣れるまで暫くかかると思っております。

それでは、皆さん本日もよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

本日は、田嶋委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、2番の宮崎委員さんと4番の福田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、大津氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和6年7月10日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、7件の申請がっておりますのでご審議をお願いしたいと思います。なお、整理番号1～6については、譲受人が同一人物で、申請物件も同一地区にまとまっている農地となっておりますので、申請番号1から6までと申請番号7についてそれぞれご審議をお願いします。

4ページをお開きください。

整理番号1から6の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑6筆 合計1,605㎡です。

場所については、5ページ、6ページに図示しておりますが、場所は、富岡にあります下水処理場裏手にある農地になります。

権利の種類は、整理番号4が贈与による所有権移転、それ以外が売買による所有権移転です。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 はい。

議長 荒木委員。

荒木委員 7月5日に事務局、譲受人と現地を確認してきました。
譲受人は、ズッキーニやレタス、焼耐用のからいもを作るように予定しているということで、何ら問題ないということを確認してきました。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい。ありがとうございます。整理番号1から6については原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号7について事務局に説明を求めます。

事務局 7ページをお開きください。
整理番号7の案件について説明致します。
申請人は、議案記載のとおりです。
申請物件は、畑3筆 合計1,365㎡です。

場所については、8ページ、9ページに図示しておりますが、場所は、富岡城二の丸駐車場入り口から約200mほど登ったところにある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 はい。

議長 荒木委員。

荒木委員 7月5日に事務局、譲受人と現地を確認してきました。

申請農地は、2、3年耕作されていなかったため、譲受人が重機を持っていますので、開墾してバナナ、果樹類を作るということでしたので問題ないことを確認してきました。

議長 なんか画期的ですね。バナナはね。作ってあつとですかね何処かに？

福田委員 作りよるですね。譲受人が。

議長 作りよらすと。今も？

福田委員 はい。やっぱり無農薬で作りよるけん結構引く手数多みたいで。それを広げるんじゃないかな。

議長 ぜひ、ここをそういう風な果樹園に成功してほしいですね。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。整理番号7については原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3、議案第74号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第3、議案第74号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり茶北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和6年7月10日 茶北町農業委員会 会長 小野三幸。

11ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が7件、詳細は、田5筆 合計4,206㎡、畑2筆 合計214㎡です。明細は12ページに記載しています。

いずれも、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第74号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4. 議案第75号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。13ページをお開きください。日程第4. 議案第75号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和6年7月10日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

14ページをお開き下さい。志岐の農地1件について個人申請があったため、令和6年6月25日に林田委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては15ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては16ページ、17ページに図示しております。場所は、城下にあります水道施設の配水池横の農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議長

林田委員。

林田委員

先ほど事務局から説明がありましたけど、6月25日に事務局と私
で現地確認をしました。

場所は麟泉公園に行く途中の町の配水池がありますね。あの付近に
あります。畑ではなくてあの付近はすべて山になっております。図面
を見ると畑になっておりますが、大きい大木も植わってとても現状復
旧できないような状態といことを確認してきましたので、申請どおり
でいいと思っております。以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を
求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第
75号は、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございま
したらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和6年度田畑売買価格等に関する調査について

次回、令和6年第8回総会は、令和6年8月7日(水)午前9時3
0分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、
挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和6年第7回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時7分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員